入札公告第30号

　　下記の業務委託について、次のとおり条件付一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、川越町会計規則（昭和51年規則第２号。以下「規則」という。）第73条の規定に基づき公告する。

　　令和６年２月６日

川越町長　　城田　政幸

　１　入札に付する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 件名 | 令和６年度　川越町公用車運転管理業務委託 | | 主管課 | 企画情報課 |
| 納入（履行）場所 | 三重県三重郡川越町内一円及び送迎等を要する場所 | | | |
| 内容 | 仕様書のとおり | | | |
| 納入（履行）期限 | 契約の日から令和７年３月３１日まで | | | |
| 参加する者に  必要な資格に  関する事項 | （１）町の競争入札資格者名簿に登録されている者で、業種種目が大分類「その他」の中分類『運送・運搬』のうち、業務が『自家用自動車運行管理』として登録された者であること。  （２）北勢５市５町（※）又は津市内に本店、支店又は営業所（その支店、営業所に契約委任をしているもの）を有する者であること。  ※北勢５市５町…四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、  東員町、菰野町、朝日町、川越町  （３）令和３年度から令和５年度の間において、国又は他の地方公共団体の幹部用公用車又は民間企業、独立行政法人若しくは公社・公団の役員用自動車運転業務を履行した実績を有するものであること。 | | | |
| 入札方法 | 郵便入札・総価・入札回数２回　※詳細は「川越町郵便入札の手引き」を参照。 | | | |
| 入札参加申請受付 | 期間 | 本公告日から令和６年２月１３日正午必着 | | |
| 方法 | 郵送又は窓口持参 | | |
| 場所 | 川越町役場総務課 | | |
| 提出書類 | ア　一般競争入札参加資格確認申請書  イ　履行実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、仕様書、設計書等） | | |
| 質問 | 令和６年２月１４日正午までに企画情報課へ申し出ること。  質疑書はA4判サイズで社名を記名の上、郵送・電子メール・FAX・窓口持参のいずれかにて提出すること。窓口持参以外の方法にて提出の場合は、電話にて到達確認を行うこと。 | | | |
| 回答は令和６年２月１６日１３時から川越町ホームページにて公開する。質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。 | | | |
| 入札参加資格の  確認結果通知 | 入札参加資格のない者のみ令和６年２月１５日に電話により連絡する。参加資格があると認められた者については、連絡しない。 | | | |
| 入札書到達期限 | 令和６年２月２７日　１７時１５分　必着 | | | |
| 開札日時 | 令和６年２月２８日　１０時００分 | | | |
| 開札場所 | 川越町役場３階　３０３会議室 | | | |
| 入札保証金 | 免除 | | | |
| 契約保証金 | 川越町会計規則による。 | | | |
| 予　定　価　格 | 非公表 | | | |
| 最低制限価格 | なし | | | |
| 支払い条件 | 前払金及び部分払：なし  概算払：なし | | | |
| その他 | なし | | | |

２　入札に参加できる者の資格条件

|  |
| --- |
| 1. 上記１に掲げる参加に関する事項の要件を全て満たしている者 |
| 1. 地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者 |
| 1. 競争入札資格者名簿に登録されている者 |
| 1. 公告から入札までの間に、川越町から資格（指名）停止を受け、又はその期間中でない者 |
| 1. 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者 |
| 1. 同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がない者 |

３　入札参加資格の確認結果

　　(１)　一般競争入札への参加を希望する者は、当該案件の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料を入札参加申請受付期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

　　(２)　 入札参加資格がないと認めた者には、入札参加申請受付終了日の翌々日（役場閉庁日の場合は、翌平日）に電話により通知する。入札参加資格があると認めた者への通知は行わない。

　　(３)　入札参加資格がないと認められた者は、無資格通知を受けた日から起算して２日以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。

　　(４)　前号の理由は、説明を求めることができる期間の末日から起算して３日以内に書面で回答する。

　４　入札書に関する事項

　　(１)　入札書は町指定様式を用いること。

　　(２)　入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

　(３)　入札書は、封筒（任意）に入れ、封印し、入札（開札）日、件名、入札者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所を記入すること。

　６　入札の無効

　　　規則第82条第１号から第５号までのいずれかに該当するほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

　　(１)　入札に参加する資格のない者が入札したとき。

　　(２)　金額を訂正した入札書を用いて提出したとき。

　　(３)　積算根拠資料（以下「資料」という。）の提出を求めた工事について、資料の提出がないとき。

(４)　資料の提出を求めた工事について、その内容の確認を行った資料が次のいずれかに該当するとき。

ア　件名若しくは入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）を表記せず、又は押印（入札参加資格登録申請の際に、使用印鑑届により届出されたものを使用すること。）していないとき。

イ　記載すべき項目が欠けているとき。

ウ　その他不備のあるとき。

(５)　申請書に記載された配置予定技術者が確保できなくなったとき。

(６)　その他町長があらかじめ指示した条件に違反したとき。

７　入札の失格

　　　次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

（１)　入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者

(２)　入札金額が、前回の入札における最低金額と同額以上の入札をした者

(３)　予定価格事前公表対象の案件については、その予定価格より高い金額で入札し

た者

　 （４） 指定した期日又は期限までに入札書を提出しない者

　８　入札の中止等

　　(１)　天災その他やむを得ない事由により入札を執行できないと認められたときは、入札を延期し、又は中止する。

　　(２)　入札が延期又は中止となった場合における費用は、入札参加希望者の負担とする。

　９　その他

　　(１)　資料作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

　　(２)　一度提出した入札書及び資料の書換え、引換え又は撤回をすることは認めない。また、資料の返却は行わない。

　　(３)　入札を辞退する場合は、入札日時又は町長が指定する日時までに入札辞退届（町指定様式）を川越町役場総務課へ提出すること。

　　(４)　入札参加申請書に記載した配置予定技術者を配置できなくなった場合は、速やかに前号の入札辞退届を提出すること。

　１０　問合せ先

〇仕様書等に関すること

川越町役場　企画情報課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7112　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-kikaku@town.kawagoe.mie.jp

〇入札に関すること

川越町役場　総務課

　　　 〒510―8588　三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地

電話番号　059-366-7113　FAX番号　059-364-2568

Eメール　k-soumu@town.kawagoe.mie.jp